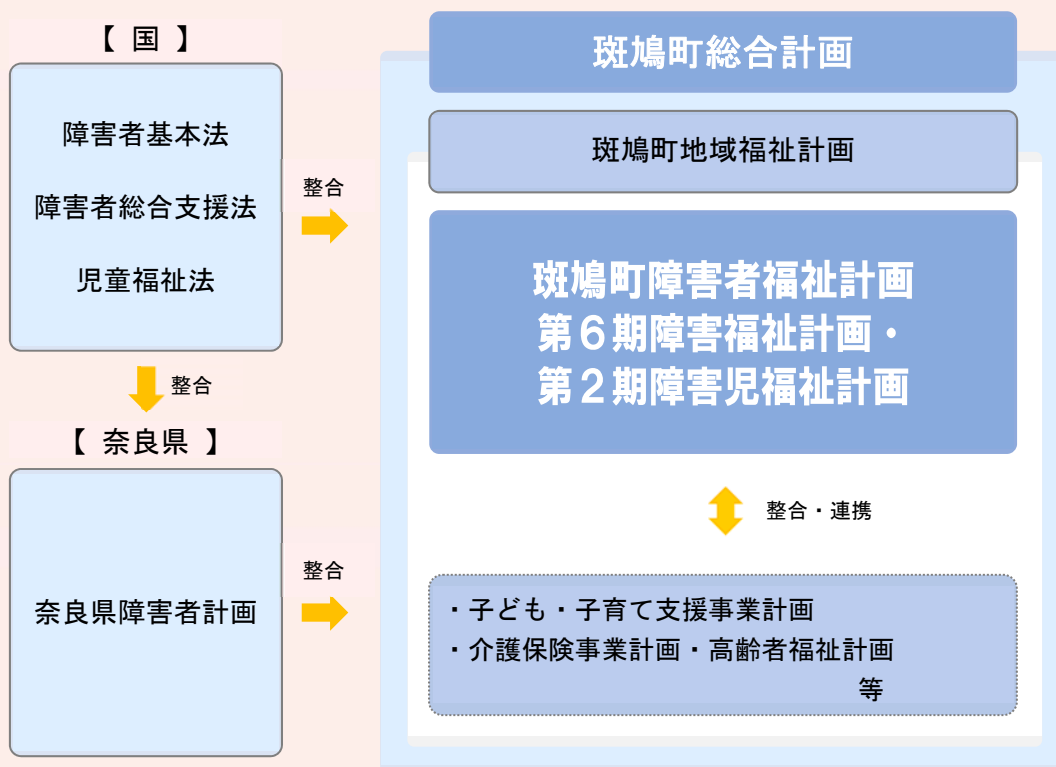


斑鳩町障害者福祉計画・ 第6期斑鳩町障害福祉計画・ 第2期斑鳩町障害児福祉計画 (概要版)

1 計画策定の背景と趣旨

本町では、平成27年3月に策定した「斑鳩町障害者福祉計画」、及び平成30年3月に策定した「第5期斑鳩町障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度をもって終了することから、本町の障害者施策を引き続き計画的に推進していくため、新たに令和3年度を初年度とした斑鳩町障害者福祉計画、及び第6期斑鳩町障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定することとしました。

2 計画の位置づけ



3 計画の期間

斑鳩町障害者福祉計画は、令和3年度を初年度とし、令和8年度を目標年度とする6か年計画とします。また、第6期斑鳩町障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画は、国の基本指針に基づき、令和3年度から5年度までの3年間を計画期間とします。

4 基本理念

斑鳩町には、日本初の世界遺産に登録された「法隆寺地域の仏教建造物」をはじめ、藤ノ木古墳などの文化財、寺社、地域に受け継がれる伝統行事があり、先人から受け継いできたこれらの歴史・文化を活かしたまちづくりが求められています。

第5次斑鳩町総合計画においても、先人たちから受け継いできた聖徳太子の「和」の精神をもって、住民一人ひとりが、多様な価値観を尊重しながら、世代を超えて支え合い、未来へ歩いていくまち「斑鳩」を本町の将来像としています。

本計画においては、前計画の基本理念を踏襲するとともに、総合計画のめざす将来像や、すべての住民誰もが支援の受け手や支え手という関係性を超えて、ともに暮らし、ともに支えあう「地域共生社会」の考え方を踏まえ、3つの“わ”による障害者福祉の向上を図り、基本理念の実現をめざします。

<基本理念>

ふれあいと支えあいの“わ”を広げ、ともに生きるまち斑鳩



5 施策の展開

(1) 地域の中で、ともに生きる～地域における共生～

地域でともに暮らす障害のある人となない人との互いの心の隔たりを埋めるため、障害への正しい理解を深めるための広報・啓発活動や福祉教育活動に取り組むほか、地域交流、ボランティア活動等を推進し、障害のある人を地域で支え合う住民の意識の醸成に努めます。

また、医療現場や就労の場等のさまざまな機会や状況において、障害のある人への差別や偏見をなくし、障害特性への配慮が行き届き、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進めます。

- (1) 障害の差別の解消、理解促進、人権の尊重
- (2) 権利の擁護と自己決定の尊重
- (3) バリアフリー化の推進
- (4) 福祉の拠点の整備、住民活動の推進

(2) 住民がともに歩む～障壁の排除～

障害の程度や生活の状況に応じたサービスを自らが適切に選択し、利用できるよう相談や支援を行い、障害のある人に寄り添ったケアマネジメントを推進します。

また、身近な生活の相談から障害福祉サービスに至るまで、関係機関との連携を図り、障害のある人本人を中心とした相談や情報提供などの支援を推進します。

- (1) 情報アクセシビリティの確保
- (2) 情報提供・相談支援の充実
- (3) 選挙への参加
- (4) 社会参加の促進

(3) 健やかに生きる～保健と医療～

生涯を通じて必要な保健・医療サービスが受けられる体制づくりをめざすとともに、障害のある人が身体健康の保持や増進に必要な支援を受けることにより、自らの「健康」や「体力」について、現在よりも安心感が得られるよう、継続した保健・医療および福祉サービスの量的・質的な充実を図り、自立生活に向けた福祉的支援体制を構築します。

- (1) 妊産婦、乳幼児の健診、指導の充実
- (2) 成人期の健診、指導の充実
- (3) 福祉・保健・医療の連携と充実

(4) みんなで育み、生き活きのびる～保育と教育～

障害のある子どもの能力や個性を最大限に伸ばすためには、早期の療育支援や子どもの特性に合った指導が重要です。そのため、障害の早期発見、早期療育のための体制の充実に努めます。

また、障害のある子どもを受け入れる保育施設、学校施設等の環境改善に努めるとともに、障害の有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の考えを踏まえた、特別支援教育の充実や地域・学校における支援体制の整備を推進し、障害のある子どもが、その有する能力を最大限発揮することができるよう努めます。

- (1) 保育・就学前教育の充実
- (2) 学校教育の充実

(5) ちからを生かす～就労と日中活動～

働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労へ向けた支援や就労定着のための支援を推進するとともに、一般就労が困難である人には福祉的就労の充実を図り、総合的な支援を推進します。

- (1) 一般就労の促進、支援
- (2) 福祉的就労環境の充実
- (3) 日中活動の場の充実

(6) このまちで暮らす～サービスと防災・防犯～

障害のある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するため、障害のある人に配慮したまちづくりを推進します。

また、災害その他の緊急時にも安心安全が確保されるよう、避難支援体制や防犯対策等の取組を強化し、誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。

- (1) 福祉サービスの充実
- (2) 経済的自立の支援の充実
- (3) 住環境の整備
- (4) 防災・防犯対策の推進

6 第6期計画の見込量と整備方策

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

第6期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
施設入所者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数(25人)から1.6%以上削減
地域生活移行者数	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数から6%以上が地域生活に移行	令和5年度末時点で、令和元年度末時点の施設入所者数(25人)から6%以上が地域生活に移行
目 標 値		
令和5年度末の施設入所者削減数		1人
令和5年度末までの地域生活移行者数		2人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

令和5年度末の成果目標は都道府県のみが定め、市町村は年度ごとの活動指標を定めることとされています。

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

第6期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実	令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本	西和7町圏域での共同設置に向けてワーキングチームの活動を継続し、西和7町障害者等支援協議会を活用しながら、年4回以上の運用状況の検証及び検討を実施します。
目 標 値		
地域生活支援拠点等の運用状況の検証、検討		年4回以上検証、検討

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

第6期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.27倍以上	令和元年度実績が0人であるが、令和2年度実績見込みが3人となっており令和5年度末までの一般就労への移行者数の目標を6人以上とします。
就労移行支援における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.30倍以上	令和元年度実績が0人であるが、令和2年度実績見込みが2人となっており、令和5年度末までの一般就労への移行者数の目標を3人以上とします。
就労継続支援A型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.26倍以上	令和元年度実績、令和2年度実績見込みが0人のため、利用者の意思を尊重した相談支援に努め、令和5年度末までの一般就労への移行者数の目標を1人以上とします。
就労継続支援B型における一般就労移行者数	令和5年度までに、令和元年度実績の1.23倍以上	令和元年度実績が0人であるが、令和2年度実績見込みが1人となっており、令和5年度末までの一般就労への移行者数の目標を2人以上とします。
就労定着支援事業の利用者数	令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する人数の7割が就労定着支援事業を利用することを基本	令和元年度末時点で、一般就労に移行した1人が就労定着支援を利用しています。今後も、計画相談員や就労移行支援事業所等とも情報共有を行いながら、令和5年度における就労定着支援事業利用者数を1人以上の利用を目標とします。
就労定着支援事業の就労定着率	令和5年度における就労定着支援による就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本	就労定着支援事業を実施する事業所については、本町に該当する事業所がないため目標を設定しないものとします。

目 標 値	
令和5年度までの一般就労移行者数	6人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労移行支援）	3人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援A型）	1人
令和5年度までの一般就労移行者数（就労継続支援B型）	2人
令和5年度における就労定着支援事業の利用者数	1人
令和5年度における就労定着支援事業の就労定着率	—

（5）障害児支援の提供体制の整備等

第2期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1か所以上設置することを基本	西和7町及び関係機関で協議をすすめ、西和7町圏域で1か所以上の設置を目標とします。
保育所等訪問支援を利用できる体制構築	令和5年度末までに、全ての市町村において保育所等訪問支援を利用できる体制の構築を基本	計画相談員や実施事業所及び教育・保育機関との連携体制を継続しながら、個々の利用者に応じたきめ細かな支援を行います。
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	児童発達支援センターの設置に向けた協議と連動させて協議をすすめ、令和5年度末までの体制整備を目標とします。
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	令和5年度末までに、各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本	児童発達支援センターの設置に向けた協議と連動させて協議をすすめ、令和5年度末までの体制整備を目標とします。
医療的ケア児支援のための協議の場	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本	相談支援事業所、教育・保育機関等と協働し、協議の場を設け、教育・保育内容の充実を図ります。
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置を基本	令和5年度末までに西和7町による圏域設置を目標とします。

目 標 値	
令和5年度末までに児童発達支援センター設置	1か所以上（圏域）
令和5年度末までに保育所等訪問支援を利用できる体制構築	有
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所以上（圏域）
令和5年度末までに重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1か所以上（圏域）
令和5年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場	1か所
令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	1人（圏域）

（6）相談支援体制の充実・強化等

第6期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制	令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	西和7町及び委託相談事業所と協働しながら体制整備に努めます。

目 標 値	
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保	

（7）障害福祉サービス等の質の向上

第6期計画の成果目標の設定

	国の基本指針	設定の考え方
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築	西和7町と協働しながら体制整備に努めます。

目 標 値	
サービスの質の向上を図るための取組に係る体制の構築	

7 障害福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 訪問系サービス				
居宅介護 (ホームヘルプ)	人分	48	48	48
	時間分	1,208	1,281	1,358
重度訪問介護	人分	3	3	3
	時間分	119	119	119
同行援護	人分	14	14	14
	時間分	192	211	232
行動援護	人分	8	8	8
	時間分	138	138	138
重度障害者等包括支援	人分	0	0	0
	時間分	0	0	0
(2) 日中活動系サービス				
生活介護	人分	87	87	87
	時間分	1,610	1,610	1,610
自立訓練 (機能訓練)	人分	2	2	2
	人日分	34	34	34
自立訓練 (生活訓練)	人分	3	3	3
	人日分	42	42	42
宿泊型自立訓練	人日分	21	21	21
就労移行支援	人分	10	11	12
	人日分	150	165	180
就労継続支援 (A型)	人分	13	14	14
	人日分	251	263	275
就労継続支援 (B型)	人分	43	50	57
	人日分	766	903	1,064
就労定着支援	人分	1	1	1
療養介護	時間分	4	4	4
短期入所	人日分	71	75	79
(3) 居住系サービス				
共同生活援助	人分	31	35	39
施設入所支援	人分	28	28	28
自立生活援助	人分	0	0	1
(4) 計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援				
サービス利用計画作成・計画相談支援	人分	162	167	171
地域移行支援	人分	1	1	1
地域定着支援	人分	0	0	1
指定特定相談支援事業所	指定件数	1	1	1
(5) 相談支援事業				
障害者相談支援事業	箇所	3	3	3
	相談延べ件数	1,124	1,124	1,124
地域支援協議会(自立支援協議会)	設置件数	1	1	1

8 地域生活支援事業の利用状況と利用見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 理解促進啓発事業				
理解促進啓発事業	実施有無	有	有	有
(2) 自発的活動支援事業				
自発的活動支援事業	実施有無	有	有	有
(3) 意思疎通支援事業（コミュニケーション支援事業）				
手話通訳者派遣事業	登録人数	8	8	8
要約筆記者派遣事業	派遣件数	8	8	8
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2	2
重度身体障害者入院時コミュニケーション支援事業	派遣件数	2	2	2
(4) 日常生活用具給付等事業				
介護訓練支援用具	件	5	5	5
自立生活支援用具	件	3	3	3
在宅療養等支援用具	件	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	9	9	9
排泄管理支援用具	件	437	470	505
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件	2	2	2
(5) 移動支援事業				
移動支援	実利用者数	75	79	83
	延べ利用時間	6,004	6,243	6,501
(6) 地域活動支援センター事業				
地域活動支援センター事業	I型（人）	12	13	15
	II型（人）	0	0	0
	III型（人）	2	2	2
(7) 成年後見制度利用支援事業				
成年後見制度利用支援事業	町長申立数	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	受任件数	12	13	14
(8) 手話奉仕員養成研修事業				
手話奉仕員養成研修事業	実講習修了者数	20	20	20
(9) 声の広報				
声の広報	発行回数	34	34	34
(10) 自動車運転免許助成事業				
自動車運転免許助成事業	利用件数	1	1	1
(11) 重度身体障害者自動車改造費助成事業				
重度身体障害者自動車改造費助成事業	利用件数	1	1	1
(12) 更生訓練費の給付				
更生訓練費の給付	利用人数	3	3	3
(13) 日中一時支援事業				
日中一時支援事業	実利用者数	10	11	12
	利用時間数	1,477	1,625	1,722
(14) 訪問入浴事業				
訪問入浴事業	利用人数	1	1	1
(15) 療育教室の開催				
療育教室の開催	参加人数	30	35	40
(16) 福祉ホーム利用支援事業				
福祉ホーム利用支援事業	利用人数	1	1	1

9 障害児福祉サービスの利用状況と利用見込み

サービス名	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人分	76	88	100
	人日分	304	352	400
医療型児童発達支援	人分	1	1	1
	人日分	8	8	8
放課後等デイサービス	人分	178	208	238
	人日分	838	1,028	1,262
保育所等訪問支援	人分	2	3	3
	人日分	3	4	4
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0
障害児支援利用計画	人分	172	204	236

10 計画の推進

計画の推進にあたっては、住民の協力が得られるよう働きかけるとともに、地域活動団体や、身体障害者福祉協会等の関係団体との連携を強化し、住民、地域、行政の三者協働による施策の展開を目指します。

また、障害者に対する施策は、福祉分野にとどまらず、保健・医療・教育等広範な分野にわたるため、町の障害福祉担当が中心となり、他の関連する担当課・庁内関連機関との相互連携のみならず、近隣市町とも協力し合い、本計画を推進します。

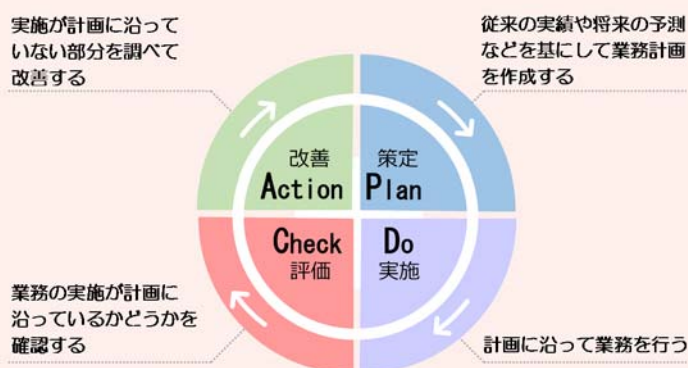
さらに、広報やホームページ等を通じて分かりやすく各種サービスや制度に関する情報提供を図ります。

計画の進行にあたっては、定期的に調査・分析及び評価を行い、必要があると認める時は、計画を変更することその他の必要な措置を講じることと規定し、計画にPDCAサイクルを導入することを定めています。

庁内の推進体制としては、斑鳩町障害者福祉計画推進協議会で計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進行管理に努めます。

西和7町障害者等支援協議会でも、計画の進捗状況の報告及び評価を行っていきます。

PDCAサイクルのイメージ



斑鳩町障害者計画・第6期斑鳩町障害福祉計画・第2期斑鳩町障害児福祉計画
概要版

令和3年3月発行

斑鳩町役場 住民生活部 福祉子ども課 奈良県生駒郡斑鳩町法隆寺西3丁目7番12号

TEL : (0745) 74-1001

FAX : (0745) 74-1011